

## グループホームみなみよしだ利用料金(2024年6月1日現在)

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなた様からお支払いいただく「利用者負担金」は、基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1)基本利用料金表

基本利用料		要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
自己負担	1割(日)	749円	753円	788円	812円	828円	845円
	1割(月)	22,470円	22,590円	23,640円	24,360円	24,840円	25,350円
自己負担	2割(日)	1,498円	1,506円	1,576円	1,624円	1,656円	1,690円
	2割(月)	44,940円	45,180円	47,280円	48,720円	49,680円	50,700円
自己負担	3割(日)	2,247円	2,259円	2,364円	2,436円	2,484円	2,535円
	3割(月)	67,410円	67,770円	70,920円	73,080円	74,520円	76,050円

※介護保険料を滞納(2年以上)されますと3割負担になります。

### 保険給付外

家賃	1ヶ月 20,000円					
保証金	なし					
食費	1ヶ月 33,300円 (1日1,110円)					
水道光熱費	1ヶ月 18,000円 (1日600円)					
合計(1ヶ月)1割	93,770円	93,890円	94,940円	95,660円	96,140円	96,650円
合計(1ヶ月)2割	116,240円	116,480円	118,580円	120,020円	120,960円	122,000円
合計(1ヶ月)3割	138,710円	139,070円	142,220円	144,380円	145,820円	147,350円

●1ヶ月を30日として計算しております。また、月の途中で利用を開始した場合、又は、月の途中で利用を解除した場合は、家賃は日割り計算になります。

### (2)加算と算定要件: 1割負担の場合

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料金に以下の料金が加算されます。

既存加算	算定要件	負担額
サービス提供体制強化加算 (共通加算)	① 介護福祉士 70%以上または 勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上	①:22円(日)
	② 介護福祉士が 60%以上。	②:18円(日)
	③ 常勤職員 75%以上、介護福祉士 50%以上、勤続 7 年以上の者が 30%以上、のいずれか。	③:6円(日)

<p>認知症専門ケア加算 (該当者加算)</p>	<p>①認知症専門加算(Ⅰ) ・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が、入所者1/2以上。 ・認知症介護実践リーダー研修修了者を、1名以上配置。 ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施。</p> <p>②認知症専門加算(Ⅱ) ・認知症専門加算Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置。 ・介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、実施。</p>	<p>①:3円(日)  ②:4円(日)</p>
<p>認知症チームケア推進加算 (共通加算)</p>	<p>①認知症チームケア推進加算(Ⅰ) ・入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が1/2以上。 ・認知症の行動・心理症状(BPSD)の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、ケアを実施。</p>	<p>①:150円(月)</p>
<p>医療連携体制加算 (共通加算)</p>	<p>①医療連携体制加算(Ⅰ) ・24時間訪問介護ステーションと連絡がとれ対応ができる体制を確保している。</p> <p>②医療連携体制加算(Ⅱ) ・①を算定しており、医療的ケアが必要な者を受け入れている。</p>	<p>①:37円(日)  ②:5円(日)</p>
<p>入院時費用 (該当者加算)</p>	<p>入院後三月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合(一月に6日が限度)</p>	<p>246円/日</p>
<p>退去時情報提供加算 (該当者加算)</p>	<p>入居者が退居し、医療機関に入院する場合、医療機関に対して、入居者の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報提供を行う。</p>	<p>250円/回</p>
<p>看取り介護加算 (該当者加算)</p>	<p>医師より回復の見込みがないと判断された終末期の利用者やその家族の要望に沿って看取りに対応した場合に加算</p> <p>① 死亡日以前 31日～45日以下 ② 死亡日以前 4日～30日以下 ③ 死亡日以前 2日～3日 ④ 死亡日</p>	<p>① 72円/日 ② 144円/日 ③ 680円/日 ④ 1280円/日</p>
<p>新興感染症等施設療養費 (該当者加算)</p>	<p>入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを</p>	<p>240円/日</p>

	を実施した場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定。	
初期加算 (該当者加算)	①利用開始から30日間について算定。 ②一ヵ月以上入院後再入居した場合①同様算定。	30円(日)
栄養管理体制加算 (共通加算)	管理栄養士が利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を介護職員に行う体制を構築している。	30円/月
科学的介護推進体制加算 (共通加算)	全ての利用者の身体状態、栄養状態、口腔機能、精神状態をデータ化しサービス計画に活用し、介護サービスを行う。	40円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅱ(共通加算)	介護職員の人材確保を更に推し進め、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引き上げを行う。 (令和6年6月分から算定)	一月保険適応単位 総数の17.8%

- ・サービス提供体制加算は算定要件により①～③を算定します。
- ・認知症専門ケア加算の①を算定しますが、算定要件に該当する利用者のみに係る加算です。
- ・医療連携加算は介護度1～5の方が対象です。支援2の方は算定しません。
- ・認知症チームケア推進加算(Ⅰ)は、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、算定不可。
- ・看取り介護加算の算定に当たっては、別紙、「看取り介護に関する指針」に基づきサービス提供を行います。

### (3) その他の利用料

「理美容代」「教養娯楽費用」「おむつ代」「シャンプー」等は実費となります。